



こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(5・6年生用)

こた あ
答え合わせ



- ① ^{じてんしゃ} ^{した} ^ず ^{どうろ} ^{とお} ^{とき} ^{ところ} ^き ^つ ^{とお}
自転車で下の図のような道路を通る時、どんな所に気を付けて通ればよい
でしょうか。
^{みぎ} ^{ない} ^{ただ} ^{こた} ^か
右のわく内に正しい答えを書きましょう。

★解説★

^{かいせつ} ^{みぎ} ^{ひょうしき} ^{いちじていし}
右の標識は「一時停止」の
^{ひょうしき} ^{ひょうしき} ^{ところ}
標識で、この標識がある所では
^{はくせん} ^{ていしせん} ^{てまえ} ^{いちどと}
白線（停止線）の手前で一度止まって、
^{くるまなど} ^{みぎひだりみぎ} ^{うし}
車等が来ていないか右左右の後ろを
^{かく}
よく確にんしてから通りましょう。



こた
答え

^{いちじていし} ^{みぎひだりみぎ} ^{うし} ^み
一時停止して、右左右の後ろをよく見
^{くるまなど} ^ま
て、車等が来ていないか、しっかり確に
^{かく}
んして通る。
^{など} ^等

- ② ^{じてんしゃ} ^の ^{とき}
自転車に乗る時は、〇〇〇〇をかぶる。
^あ ^{ことば} ^か
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

★解説★

^{かいせつ} ^{はい}
〇 に入るのは「ヘルメット」です。
^{じてんしゃ} ^{じこ} ^{かた} ^ふ ^ぶ ^い
自転車事故でなくなられた方の負しょう部位
^{いちばん} ^{おお} ^{あたま} ^ま ^{たいせつ} ^{かなら}
で一番多い頭を守ることが大切ですので、必ず
ヘルメットをかぶりましょう。

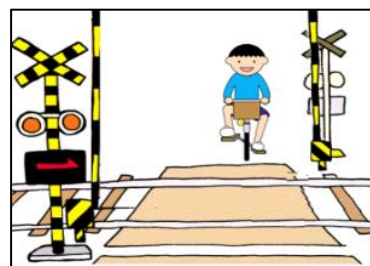


- ③ ^{じてんしゃ} ^{うんでんちゆう} ^{きり} ^{だん} ^{きり}
自転車を運転中、ふみ切にさしかかったとき、しゃ断かん（ふみ切にある
^{きいろ} ^{くろいろ} ^あ
黄色と黒色のぼう）が上がっていたので、そのままわたった。
^{ただ} ^ま ^か
正しければ 〇 を、間ちがっていれば × を書きましょう。

★解説★

^{だん} ^き ^{かのうせい}
しゃ断機が故しようしている可能性
もあるので、しゃ断かんが上がっていても、
^{きり} ^{まえ} ^{かなら} ^{いちじていし}
ふみ切では、わたる前に必ず一時停止をし
^{みぎひだり} ^{かくにん}
て右左をよく確認しましょう。

また、ふみ切では自転車からおりて、
^{じてんしゃ}
自転車をおしてわたるようにしましょう。



<交通安全テスト> 解答・解説(5・6年生用)

① 自転車で下の図のような道路を通る時、どんな所に気を付けて通ればよいでしょうか。

右の枠内に正しい答えを書きましょう。

【問題のポイント】

★ 自転車が、一時停止標識がある交差点を通過しています。

自転車は軽車両であり、車の仲間ですので、標識に従い停止線手前で一時停止して安全を確保してから通行しなければいけません。

【関係法令等】

● 道路交通法 第43条(指定場所における一時停止(抜粋))

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前(道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前)で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3(交差点の通り方(抜粋))

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

一時停止標識は、周りが見えにくい危険な箇所等に設置されています。

自転車運転中はもちろん、事故に遭わないために、歩行中でも立ち止まって必ず左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

② 自転車に乗る時は、〇〇〇〇をかぶる。

○ に当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

★ 自転車に乗るときは、自分の命を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

【関係法令等】

● 道路交通法 第63条の11(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。(児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満)

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1(自転車に乗るに当たっての心得)

(抜粋)

(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

(9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

<指導のポイント>

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。

ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自転車に乗るときは、子供も大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。

③ 自転車を運転中、踏切に差し掛かった時、遮断桿（踏切にある黄色と黒色の棒）が上がっていたので、そのまま渡った。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

【問題のポイント】

★ 踏切を渡るときは、手前で一時停止して左右の安全確認をしてから、自転車を押して渡りましょう。

【関係法令等】

● 道路交通法 第33条（踏切の通過）

第1項

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

第2項

車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入ってはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

<指導のポイント>

踏切では、渡る前に必ず一時停止をして安全確認をし、自転車から降りて押して渡るようにしましょう。

また、踏切の警報器が鳴っているときや、遮断桿が降り始めてからは踏切に入っはいけません。